

特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案要綱

1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正

特別児童扶養手当及び障害児福祉手当に係る所得による支給の制限を撤廃する。

(第六条から第十条まで及び第二十条から第二十三条まで関係)

2 施行期日

この法律は、令和八年八月一日から施行する。ただし、4及び5は、公布の日から施行する。

(附則第一条関係)

3 経過措置

(1) この法律による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定は、令和八年八月以降の月分の特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の支給について適用し、同年七月以前の月分の特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の支給については、なお従前の例による。

(附則第二条第一項関係)

(2) 施行日から令和九年一月三十一日までの間に特別児童扶養手当又は障害児福祉手当の支給に係る認定の請求をした者（施行日において支給要件に該当する者に限る。）についての特別児童扶養手当又は障害児福祉手当の支給は、その請求をした日にかかわらず、令和八年八月分からとする。

(附則第二条第二項及び第三項関係)

4 法制上の措置

政府は、障害のあるこどもの養育に係る経済的な負担に鑑み、この法律の趣旨を踏まえ、次に掲げる給付その他法令の規定に基づいて行われる障害のあるこどもに係る給付について、低所得者世帯に対して加算をする場合を除き、こどもの家庭の所得の状況によって支給額に差異が生ずることのないようにするために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

① 児童福祉法に規定する放課後等デイサービスに係る同法に規定する障害児通所給付費等

② 特別支援学校への就学奨励に関する法律の規定により支給する経費

(附則第五条関係)

5 検討

政府は、この法律の公布後速やかに、障害のあるこどもの養育に係る経済的な負担の軽減を図るための地方公共団体の取組の状況について調査を行い、その結果を踏まえ、その負担の一層の軽減を図るための措置について検討を加え、その結果に基づいて必

要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(附則第六条関係)

6 その他所要の規定の整備を行う。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律（案）

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の前の見出しを削り、同条から第十条までを次のように改める。

第六条から第十条まで 削除

第十一条の前に見出しとして「（支給の制限）」を付する。

第十六条中「児童扶養手当法」の下に「（昭和三十六年法律第二百三十八号）」を加え、「第三十一条の」を「第三十一条前段の」に改め、「同法第三十一条中「第十二条第二項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第九条第二項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と」を削る。

第十九条中「（以下この章において「受給資格者」という。）」を削る。

第二十条の前の見出しを削り、同条から第二十三条までを次のように改める。

第二十条から第二十三条まで 削除

第二十五条中「市」の下に「（特別区を含む。以下同じ。）」を加える。

第二十六条中「第二十二条、」を「第二十二條、」に改め、「第九條第二項」とあるのは「第

二十二条第二項」とを削る。

第二十六条の四中「者」の下に「（以下この章において「受給資格者」という。）」を加え、同条の次に次の見出し及び四条を加える。

（支給の制限）

第二十六条の四の二 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第二十六条の四の三 手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に依りて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第二十六条の四の四 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額

(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者(以下この条において「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に關しては、前二条の規定を適用しない。

2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するとき
は、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。

一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第二十六条の四の二に規定する政令で定める額を超えるとき 当該被災者に支給された手当

二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるとき 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

第二十六条の四の五 第二十六条の四の二、第二十六条の四の三及び前条第二項各号に規定する所得の範囲

及びその額の計算方法は、政令で定める。

第二十六条の五中「第十六条並びに第十九条から第二十五条まで」を「第十九条、第十九条の二、第二十四条並びに第二十五条並びに児童扶養手当法第五条の二第一項及び第三項、第二十二條、第二十四條、第二十五条並びに第三十一条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第五条の二第一項中「基本額」とあるのは「特別障害者手当の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同法第三十一条中「第十二条第二項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条の四の四第二項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。

第三十九条の二中「第二十二条第二項及び」及び「これらの規定を」を削り、「含む。」の下に「及び第二十六条の四の四第二項」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年八月一日から施行する。ただし、附則第四条から第六条までの規定は、公布

の日から施行する。

(特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の支給に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下この条において「新法」という。）の規定は、令和八年八月以降の月分の特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の支給について適用し、同年七月以前の月分の特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の支給については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）から令和九年一月三十一日までの間に新法第五条第一項の認定の請求をした者（施行日において新法の規定による特別児童扶養手当の支給要件に該当する者に限る。）についての新法第五条の二第一項の規定の適用については、同項中「支給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月」とあるのは、「令和八年八月」とする。

3 施行日から令和九年一月三十一日までの間に新法第十九条の認定の請求をした者（施行日において新法の規定による障害児福祉手当の支給要件に該当する者に限る。）についての新法第二十六条において準用する新法第五条の二第一項の規定の適用については、同項中「支給資格者が前条の規定による認定の請求

をした日の属する月の翌月」とあるのは、「令和八年八月」とする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 施行日前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(法制上の措置)

第五条 政府は、障害のあるこどもの養育に係る経済的な負担に鑑み、この法律の趣旨を踏まえ、次に掲げる給付その他法令の規定に基づいて行われる障害のあるこどもに係る給付について、低所得者世帯に対して加算をする場合を除き、こどもの家庭の所得の状況によって支給額に差異が生ずることのないようにするために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二の二第三項に規定する放課後等デイサービスに係る同法第二十一条の五の五第一項に規定する障害児通所給付費等（同法第二十一条の五の十三第

一項の規定により支給するものを含む。)

二 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）第三条第二項の規定により支給する経費（同項ただし書の規定により現物をもって支給する場合を含む。）

（検討）

第六条 政府は、この法律の公布後速やかに、障害のあるこどもの養育に係る経済的な負担の軽減を図るための地方公共団体の取組の状況について調査を行い、その結果を踏まえ、その負担の一層の軽減を図るための措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第七条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）の項中「第二十二條第二項及び」及び「これらの規定を」を削り、「含む。」の下に「及び第二十六条の四の四第二項」を加える。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八条 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第九十七条第二項中「第二十条から第二十三条まで及び第二十五条」を「第二十五条及び第二十六条の四の二から第二十六条の四の五まで」に改める。

理由

特別児童扶養手当及び障害児福祉手当に係る所得による支給の制限を撤廃する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に伴い必要となる経費

この法律の施行に伴い必要となる経費は、平年度約二百四十億円の見込みである。

◎特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

○特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二章 特別児童扶養手当</p> <p>第六条から第十条まで 削除</p>	<p>第二章 特別児童扶養手当</p> <p>（支給の制限）</p> <p>第六条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三条第一項に規定する者で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。</p> <p>第七条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。</p>

第八条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第九条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に関しては、前三条の規定を適用しない。

2| 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を国に返還しなければならない。

一| 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童扶養手当法第

〔支給の制限〕

第十一条 〔略〕

第十二条 〔略〕

（児童扶養手当法の準用）

第十六条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第五条の二第一項及び第三項、第八条、第二十二條から第二十五条まで並びに第三十一条前段の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第五条の二第一項中「基本額」とあるのは「特別児童扶養手当の額」と、同法第三項中「前二項」とあるのは

三条第一項に規定する者で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第六条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当

二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第七条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

第十条 第六条から第八条まで及び前条第二項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第十一条 〔略〕

第十二条 〔略〕

（児童扶養手当法の準用）

第十六条 児童扶養手当法第五条の二第一項及び第三項、第八条、第二十二條から第二十五条まで並びに第三十一条の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第五条の二第一項中「基本額」とあるのは「特別児童扶養手当の額」と、同法第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同法第八条第一項中「監

は「第一項」と、同法第八条第一項中「監護等児童があるに至つた場合」とあるのは「監護し若しくは養育する障害児があるに至つた場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第三項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護し若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第二十三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第三章 障害児福祉手当

(認定)

第十九条 手当の支給要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならない。

(支払期月)

第十九条の二 [略]

護等児童があるに至つた場合」とあるのは「監護し若しくは養育する障害児があるに至つた場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第三項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護し若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第二十三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第三十一条中「第十二条第二項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第九条第二項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。

第三章 障害児福祉手当

(認定)

第十九条 手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならない。

(支払期月)

第十九条の二 [略]

(支給の制限)

第二十条から第二十三条まで
削除

第二十条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第二十一条 手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第二十二条 被災者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に関しては、前二条の規定を適用しない。

2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。

一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第二十条に規定する政令で定める額を超えること。 当該被災者に支給された手当

(費用の負担)

第二十五条 手当の支給に要する費用は、その四分の三に相当する額を国が負担し、その四分の一に相当する額を都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)又は福祉事務所を設置する町村が負担する。

(準用)

第二十六条 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条(第三号を除く。)、第十二条並びに第十六条の規定は、手当について準用する。この場合において、同条中「第八条、第二十二條から第二十五条まで」とあるのは、「第二十二條、第二十四條、第二十五条」と読み替えるものとする。

第三章の二 特別障害者手当

二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

第二十三条 第二十條、第二十一條及び前條第二項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

(費用の負担)

第二十五条 手当の支給に要する費用は、その四分の三に相当する額を国が負担し、その四分の一に相当する額を都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村が負担する。

(準用)

第二十六条 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条(第三号を除く。)、第十二条並びに第十六条の規定は、手当について準用する。この場合において、同条中「第八条、第二十二條から第二十五条まで」とあるのは「第二十二條、第二十四條、第二十五条」と、「第九條第二項」とあるのは「第二十二條第二項」と読み替えるものとする。

第三章の二 特別障害者手当

(支給の調整)

第二十六条の四 手当は、手当の支給要件に該当する者（以下この章において「支給資格者」という。）が、障害を支給事由とする給付であつて、手当に相当するものとして政令で定めるものを受けることができるときは、その価額の限度で支給しない。ただし、その全額につきその支給が停止されているときは、この限りでない。

(支給の制限)

第二十六条の四の二 手当は、支給資格者の前年の所得が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第二十六条の四の三 手当は、支給資格者の配偶者の前年の所得又は支給資格者の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十条第一項に定める扶養義務者で当該支給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

(支給の調整)

第二十六条の四 手当は、手当の支給要件に該当する者が、障害を支給事由とする給付であつて、手当に相当するものとして政令で定めるものを受けることができるときは、その価額の限度で支給しない。ただし、その全額につきその支給が停止されているときは、この限りでない。

〔新設〕

〔新設〕

第二十六条の四の四 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下この条において「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、前二条の規定を適用しない。

〔新設〕

2] 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。

- 一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第二十六条の四の二に規定する政令で定める額を超えるとき 当該被災者に支給された手当
- 二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるとき 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

第二十六条の四の五 第二十六条の四の二、第二十六条の四の三及

〔新設〕

び前条第二項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

(準用)

第二十六条の五 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条(第三号を除く。)、第十二条、第十九条、第十九条の二、第二十四条並びに第二十五条並びに児童扶養手当法第五条の二第一項及び第三項、第二十二條、第二十四条、第二十五条並びに第三十一条の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第五条の二第一項中「基本額」とあるのは「特別障害者手当の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同法第三十一条中「第十二条第二項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条の四の四第二項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

(事務の区分)

第三十九条の二 この法律(第二十五条(第二十六条の五において準用する場合を含む。))及び第二十六条の四の四第二項を除く。)の規定により都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第

(準用)

第二十六条の五 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条(第三号を除く。)、第十二条、第十六条並びに第十九条から第二十五条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第十六条中「第八条、第二十二條から第二十五条まで」とあるのは「第二十二條、第二十四條、第二十五条」と、「第九条第二項」とあるのは「第二十六条の五において準用する第二十二條第二項」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

(事務の区分)

第三十九条の二 この法律(第二十二條第二項及び第二十五条(第二十六条の五においてこれらの規定を準用する場合を含む。))を除く。)の規定により都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項

一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改正案

現行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務	〔略〕	〔略〕	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）	この法律（第二十五条（第二十六条の五において準用する場合を含む。）及び第二十六条の四の四第二項を除く。）の規定により都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村が処理することとされている事務
法律	事務	〔略〕	〔略〕	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）	この法律（第二十二條第二項及び第二十五条（第二十六条の五においてこれらの規定を準用する場合を含む。）を除く。）の規定により都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村が処理することとされている事務

○国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（抄）（附則第八条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第九十七条〔略〕</p> <p>2 附則第九十五条並びに児童扶養手当法第五条の二第一項及び第三項並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条ただし書（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十九条第六項、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）附則第十一項及び地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）附則第五条の三第四項において適用される場合を含む。）、第十八条、第十九条の二、第二十五条及び第二十六条の四の二から第二十六条の四の五までの規定は、前項の規定により支給する旧法による福祉手当について準用する。この場合において、児童扶養手当法第五条の二第一項中「基本額」とあるのは「福祉手当の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第九十七条〔略〕</p> <p>2 附則第九十五条並びに児童扶養手当法第五条の二第一項及び第三項並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条ただし書（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十九条第六項、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）附則第十一項及び地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）附則第五条の三第四項において適用される場合を含む。）、第十八条、第十九条の二、第二十条から第二十三条まで及び第二十五条の規定は、前項の規定により支給する旧法による福祉手当について準用する。この場合において、児童扶養手当法第五条の二第一項中「基本額」とあるのは「福祉手当の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。</p>